

精神疾患等の公務上災害の認定指針の見直し に関する意見聴取会の設置について

令和5年9月

人事院職員福祉局補償課

1 設置

厚生労働省においては、業務による心理的負荷を原因とする精神障害については、平成23年12月に策定した「心理的負荷による精神障害の認定基準について」（以下「労災認定基準」という。）に基づき労災認定を行っているところであるが、働き方の多様化が進み、労働者を取り巻く職場環境が変化するという社会情勢の変化を踏まえ、令和3年12月から「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会」を開催し、同5年7月に「精神障害の労災認定の基準に関する専門検討会報告書」を取りまとめ、その内容に基づき、労災認定基準の改正を行ったところ。

国公災においても、労災との均衡を失わないよう考慮する必要があることから、労災認定基準の改正内容等を踏まえて、「精神疾患等の公務上災害の認定について」（平成20年4月1日付け職補一114 職員福祉局長）の別紙「精神疾患等の公務上災害の認定指針」（以下「認定指針」という。）の見直しを行うこととする。

認定指針の見直しの検討に当たっては、精神疾患等の医学専門家から意見を聴く必要があることから、「精神疾患等の公務上災害の認定指針の見直しに関する意見聴取会」（職員福祉局長の下に設置し、事務は補償課にて行う。）を設置することとする。

2 内容

認定指針における業務負荷の過重性の調査の際に留意が必要な事情の追加や認定指針の別表「公務に関連する負荷分析表」における出来事例の明確化等の見直しの方向性について専門的知見を聴取する。

3 委員：別添のとおり

実務の経験が豊富な精神疾患等の医学専門家計4名とする。

4 運営

(1) 本意見聴取会は、オンライン又は対面により開催する。

(2) 本意見聴取会は非公開とする。

(3) 本意見聴取会終了後、次の場合を除き、配付資料を公表する。

ア 公開することにより、当事者又は第三者の権利及び利益並びに公共の利益を害する恐れがあると座長が認める場合

イ その他、非公開とすることが必要と認める場合

(4) 本意見聴取会終了後、速やかに議事概要を作成し、公開する。

以 上

精神疾患等の公務上災害の認定指針の見直し
に関する意見聴取会 委員名簿

(五十音順・敬称略)

こやま ふみひこ
小山 文彦 東邦大学医療センター佐倉病院
産業精神保健・職場復帰支援センター長・教授

せき ゆかこ
関 由賀子 三菱電機本社健康増進センター産業医

【座長】 ますも ひさし
増茂 尚志 特定医療法人恵会皆藤病院副院長

わたなべ こういちろう
渡邊 衡一郎 杏林大学医学部精神神経科学教室教授